

大阪社体スポーツ専門学校学則

第 1 章 組織

(目的)

第 1 条 本校は、社会体育専門課程を設置し、社会体育指導員の養成を目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、大阪社体スポーツ専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、大阪市天王寺区大道 1 丁目 1 2 番 6 号に設置する。

第 2 章 課程、学科及び修業年限 並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 4 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考
社会体育専門課程	健康スポーツ科	2 年	1 2 0 名	2 4 0 名	昼間
	専攻科	1 年	3 0 名	3 0 名	昼間

(学年、学期)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2. 専門課程の学期は次のとおりとする。

前期 4 月 1 日～9 月 3 0 日

後期 1 0 月 1 日～3 月 3 1 日

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

2. 前項の規定にかかわらず学校長が特に必要であると認めるときは、
臨時に休業を行い休業日に授業を行うことがある。

第 3 章 教育課程・授業日数及び教員組織

(授業日数)

第 7 条 本校の授業時間は 8 0 0 時間以上とし、教育課程は別表 1 のとおりとする。

(始業及び終業)

第 8 条 本校の始業時及び終業の時刻は次のとおりとする。
専門課程は 9 時から 5 時 3 0 分までとする。

(教職員組織)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 校長 | 1 名 |
| (2) 教務主任 | 1 名 |
| (3) 専任教員 | 5 名以上 |
| (4) 教員 (講師) | 6 名以上 |
| (5) 助手 | 2 名以上 |
| (6) 事務職員 | 3 名以上 |
| (7) 学校医 | 1 名 |

第 4 章 入学・休業・転学・卒業・及び賞罰

(入学資格)

第 1 0 条 本校に入学できる者は次のとおりとする。
高校卒業以上、もしくはそれと同等以上の者。

(入学時期)

第 1 1 条 本校の入学時期は次のとおりとする。
4 月

(入学手続)

第 1 2 条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第 2 1 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して、入学試験を行い入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から 3 0 日以内に第 2 1 条の入学金を添え手続をとらなければならない。

(休業・復学)

第 1 3 条 生徒が疾病その他やむを得ない理由によって 3 0 日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することが出来る。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第15条 転入学を希望する者がある場合は教育計画及び学科実習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には試験の結果、許可することがある。

(卒業の認定)

第16条 本校所定の課程を修了し、試験に合格し、出席をみたした者には、別記様式〔(1) 健康スポーツ科〕および〔(2) 専攻科〕による卒業証書を授与する。

(ほう賞)

第17条 成績優秀にして、他の模範となる者には、ほう賞することがある。

(懲戒)

第18条 校長が教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2. 懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

3. 前項の退学は次の各号の1に該当する生徒に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者。

第 5 章 学習の評価・進級

第19条 試験は半年ごとに行い、第2学年の終わりには卒業試験を行う。

- 2. 試験の成績は各学科目ごとに100点満点とし60点以上を合格とする。
- 3. 合格点に満たない学科目については、その学科の再試験を行うことがある。
- 4. 学科試験に欠席した者でその理由がやむを得ないと認められた者は、追試験を許可することがある。

第20条 所定の授業日数の5分の1超の欠席した者は、進級又は卒業することができない。

第 6 章 入学金・授業料・その他

(納付金)

第 2 1 条 本校の入学金、授業料等は別表 2 のとおりとする。

(寄宿舍)

第 2 2 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に細則で定める。

(健康診断)

第 2 3 条 健康診断は、毎年 1 回別に定めるところにより実施する。

附則

1. この学則は昭和 5 8 年 4 月 1 日より実施する。
2. この学則は昭和 6 0 年 4 月 1 日より実施する。
3. この学則は平成 2 年 4 月 1 日より実施する。
4. この学則は平成 4 年 4 月 1 日より実施する。
5. この学則は平成 5 年 4 月 1 日より実施する。
6. この学則は平成 6 年 4 月 1 日より実施する。
7. この学則は平成 7 年 4 月 1 日より実施する。
8. この学則は平成 1 2 年 4 月 1 日より実施する
9. この学則は平成 1 2 年 8 月 1 日より実施する。
- 1 0. この学則は平成 1 3 年 4 月 1 日より実施する。
- 1 1. この学則は平成 1 5 年 4 月 1 日より実施する。
- 1 2. この学則は平成 2 0 年 4 月 1 日より実施する。
- 1 3. この学則は平成 2 3 年 4 月 1 日より実施する。
- 1 4. この学則は平成 2 5 年 4 月 1 日より実施する。
- 1 5. この学則は平成 3 1 年 4 月 1 日より実施する。
- 1 6. この学則は令和 2 年 4 月 1 日より実施する。
- 1 7. この学則は令和 3 年 4 月 1 日より実施する。
(但し、令和 4 年 4 月 1 日入学生より適用する。)
- 1 8. この学則に定めなき事項は別に細則で定める。

別表2

課程	学 科	入学検定料	入学金	授業料	施設・設備費	教育充実費
社会体育 専門課程	健康スポーツ科	20,000	100,000 (初年度のみ)	800,000	150,000	100,000
	専攻科 アスレティック トレーナー専攻	20,000	70,000	600,000	150,000	0
	専攻科 スポーツコーチ専攻	20,000	70,000	400,000	150,000	0

尚、健康スポーツ科のファーストトレーニングキャンプ実習、キャリアアップ研修、指導実習の費用(交通費・宿泊費・食費等)はこの中に含まれない。概算約8万円である。